様式第２２号（第１９条関係）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 課　長 | 副課長 | 主　任 | 課　員 | 受　　付 | 市営浄化槽 |
|  |  |  |  | 年　　　月　　　日 | 第　　　　　　　　　　　号 |

|  |
| --- |
| 既存浄化槽帰属同意書年　　　月　　　日　嬉野市下水道事業　嬉野市長　　　　　　　様嬉野市営浄化槽条例に基づく帰属の申請に当たり、以下の事項について同意します。住所又は所在地 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　 （帰属申請者）　　　　　　　　　（フリガナ）　　　氏名又は　　　　名称及び代表者名 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所又は（※帰属申請者が土地　　　　所在地 　　　　　　　　　　　　　　　　 　　 　　　 　　所有者でない場合）　　　　（フリガナ）（土地所有者）　　　　　　　　　氏名又は　　　　　　　　　　　　　　　　　　名称及び代表者名 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞　１　 帰属が決定した場合は、既存浄化槽を市営浄化槽とみなし、嬉野市営浄化槽条例の規定を適用することに同意します。２　 上記の帰属申請者が申請した当該浄化槽の設置に係る土地を無償で市の使用に供するものとし、土地の使用期間は当該浄化槽が不要となるまでとします。　　 また、当該土地に係る租税公課はこれまでどおり土地所有者の負担とします。 |

（裏面へ）

（裏面）

|  |
| --- |
| ３　 排水設備の維持補修は、申請者が行います。４　 当該浄化槽の維持管理、補修、帰属するために必要な調査のため、市の職員又は市から委任を受けた者が、当該設置に係る建物又はその敷地に立ち入ることに同意します。５　 当該浄化槽の浄化槽本体を移設し、又は撤去する場合は、事前に市と協議します。また、自己の都合により当該浄化槽を移設し、又は撤去する場合は、自己の負担により行います。６　 当該浄化槽の使用、保守点検、清掃等に伴う電気料金及び水道料金は、申請者が負担します。また、自己の都合により当該浄化槽の使用を廃止する場合は、浄化槽の清掃に係る費用を負担します。７　 当該浄化槽に放流ポンプを設置している場合は、放流ポンプの購入及び維持管理について全て自己の負担により行います。８　 当該浄化槽が設置された建築物、土地、排水設備の権利を移転するときは、あらかじめその旨を管理者に届け出るとともに、使用条件の全てを譲渡人に継承するものとします。 |